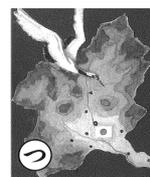




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年9月10日(火) 号外(第2号)

目次

ページ

告示

○森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項(林政課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第126号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和元年9月10日

群馬県知事 山 本 一 太

1 区域及び期間

(1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林

(2) 期間 令和元年10月1日から令和2年3月16日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

4 命令しようとする理由 1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する森林環境事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する森林環境事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111